

観光立国に向けて

山崎 治

目次

- I 観光産業の成長力
- II 政府の施策
- III 観光立国推進上の課題
 - 1 観光地としての魅力の向上
 - 2 入国審査の改善とビザの拡大
 - 3 外国人旅行者が歩きやすい環境の整備
 - 4 海外広報活動の強化等
- IV 各国の外国人旅行者誘致体制
- V 最後に

I 観光産業の成長力

観光は、今や世界経済を牽引する基幹産業となっている。世界観光機関（WTO）の推計によると、2002年には、世界で7億260万人の人々が国際観光旅行に出掛け、4,742億ドルの国際旅行収入が生み出された⁽¹⁾。この数字が、1980年には2億8,533万人と1,053億ドル、1990年に

は4億5,765万人と2,683億ドルであったことを考えると、国際観光の成長率がいかに高いかわかる。国際観光旅行者は今後も増え続け、その数は、2010年には10億640万人に達し、2020年には15億6,110万人にまで膨れ上がると予測されている。しかし、2003年に日本を訪れた外国人旅行者は521万人にとどまっている⁽²⁾。同年、海外に出掛けた日本人旅行者は1,330万人であり、我が国の場合、インバウンド観光⁽³⁾とアウトバウンド観光のバランスが取れているとは言い難い。

訪日外国人旅行者は、長期傾向としては増えているが、2003年の伸び率は、前年比で0.5%減と、伸び悩みを見せている⁽⁴⁾。同年の訪日外国人旅行者を国・地域別に見ると、韓国（146万人）、台湾（79万人）、アメリカ（66万人）、中国（45万人）、香港（26万人）の順で、アジア地域からの旅行者が大部分を占めている。近年、海外旅行熱が高まっているアジア地域の旅行者の潜在需要は、無視し得ないほど大きい。2000年9月に訪日団体観光旅行が解禁された中国に

(1) 以下、WTOのデータは、World Tourism Organization, *Tourism Highlights Edition 2003*. <http://www.world-tourism.org/market_research/facts/highlights/Highlights.pdf> (last access 2004.8.30) (以下、最終アクセス日は同日なので略) による。

(2) 以下、本稿における統計データは、特にことわりがない限り、国土交通省『平成16年版 観光白書』2004. による。

(3) 「インバウンド観光」は、海外からその国への入国旅行。「アウトバウンド観光」は、その国から海外への出国旅行。

(4) 2003年は、アジア地域における重症急性呼吸器症候群（SARS）の流行という特殊要因がある。その影響は、特にアウトバウンド観光において大きかったと考えられている。

対しては、特に大きな期待がかけられている。

観光産業は、製造業とは異なり、生産・雇用が国内で行われるため、「空洞化」とは無縁の産業であると言われている。また、旅館・ホテル業だけでなく、運輸、飲食、娯楽・レジャー産業まで含む裾野の広さを持っているため、経済に対する波及効果が大きい。2002年に総額で21.3兆円が消費された旅行需要は、日本経済に対し、49.4兆円の生産波及効果、26.1兆円の付加価値効果、398万人の雇用効果、4.5兆円の税収効果をもたらしたと推計されている⁽⁵⁾。更に、インバウンド観光は、海外の人々の自国に対する理解を深めるという効果も持っているため、広義の安全保障の面からも注目を集めている。

II 政府の施策

観光が世界的に注目を浴びる中、日本も、観光立国を目指すことを明確に打ち出し、外国人旅行者の誘致に向けて積極的に動き始めた。国土交通省は、平成15年を「訪日ツーリズム元年」と位置付け、平成14年度補正予算から「ビジット・ジャパン・キャンペーン」を展開している。平成14年に遡り、観光振興に向けた動きを追うと、6月25日に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」⁽⁶⁾が閣議決定され、「経済活性化戦略の30のアクションプログラム」の一つとして「観光産業の活性化・休暇の長期連続化」が取り上げられた。12月24日には、その方針を踏まえ、訪日外国人旅行者数と日本人海

外旅行者数との格差を早期に是正することを目標とする「グローバル観光戦略」⁽⁷⁾が、国土交通省によって策定・公表された。

平成15年1月31日に行われた第156回国会における施政方針演説において、小泉首相は、日本の魅力を再生するため、政府を挙げて観光の振興に取り組む姿勢を明らかにした⁽⁸⁾。3月26日には、観光関係の民間団体・企業の参加を得て、国土交通大臣を座長とする「グローバル観光戦略を推進する会」が開かれている。その会合では、①訪日外国人旅行者を2010年（平成22年）に1,000万人に増やすことを目標とすること、②官民一体となって強力に「グローバル観光戦略」を推進すること、③観光立国政策の実現に向け、国土交通省に強力なリーダーシップを期待すること、を内容とするアピール⁽⁹⁾が提案・採択された。

その一方で、政府は、訪日外国人旅行者を2010年（平成22年）に倍増させるという目標の実現に向けた基本戦略をまとめるため、平成15年1月に観光立国懇談会（座長：木村尚三郎・東大名誉教授）を発足させた。観光立国懇談会は、観光地としての日本の魅力を高めるために解決すべき課題として、①ハード及びソフトのインフラ整備、②ビザ免除国の拡大など、入国手続きの改善、③英語の案内標識の設置など、外国人が一人歩きできる環境の整備、④観光産業の国際競争力の強化、⑤地域に根差した魅力の向上、⑥観光リーダーの育成、という内容を盛り込んだ報告書⁽¹⁰⁾をまとめ、小泉首相に提出した。

(5) 国土交通省ホームページ『「旅行・観光産業の経済効果に関する調査研究Ⅲ」の概要について』<<http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha03/01/011022/01.pdf>>

(6) 首相官邸ホームページ「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002（概要）」<<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizai/kakugi/020625s.pdf>>

(7) 国土交通省ホームページ「グローバル観光戦略について」<<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanko/globaltop.htm>>

(8) 『第156回国会衆議院本会議録第4号 平成15年1月31日』p.3. 小泉首相は、翌年の施政方針演説（『第159回国会衆議院本会議録第1号(1) 平成16年1月19日』p.4.）においても、「観光立国」の積極的推進に言及している。

(9) 国土交通省ホームページ「グローバル観光戦略を強力に推進するためのアピール」<<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanko/appeal.htm>>

この報告書を受け、小泉首相は、5月16日の閣議において、関係行政機関の緊密な連携確保を目的とする「観光立国関係閣僚会議」の設置を決めた。5月21日に開催された第1回の会議では、観光産業を基幹産業に育てるための行動計画を策定すること、全体のとりまとめを国土交通大臣が行うことが合意された⁽¹¹⁾。地域の魅力を向上させるための「一地域一観光」運動の展開と良好な景観形成、トップ・セールスとビジット・ジャパン・キャンペーンによる日本ブランドの海外発信、入国手続きの円滑化と外国人が一人歩きできる環境の整備等の内容を盛り込んだ「観光立国行動計画」⁽¹²⁾は、7月31日の第2回会議で決定された。

9月22日に発足した第2次小泉内閣では、観光立国担当大臣が設けられ、石原国土交通大臣が初代大臣に任命された。平成16年度予算では、キャンペーン関係予算の増額（前年度比60%増の32億円）が認められ、観光関係全体では60.3億円（同18%増）の予算が確保された。平成16年7月には、地域の魅力向上に向けた自主的な取組みの支援、通訳ガイドの活用、公共交通機関における外国語の案内標記の整備促進等の具体的施策の方向性について提言を受ける目的で、国土交通省に「外客受入環境整備のための具体的施策検討懇談会」⁽¹³⁾が設置された。

海外13ヵ所に観光宣伝事務所を置き、日本ツアーの企画、現地旅行会社への情報提供等を行っていた特殊法人「国際観光振興会」は、平成15

年10月1日に解散し、独立行政法人「国際観光振興機構（JNTO）」として生まれ変わった。JNTOは、①訪日旅行商品の開発・販売、国際コンベンション誘致等を支援する「訪日旅行促進事業」、②外客受入環境の改善、情報提供等を行う「受入対策事業」、③それらの事業を効率的、効果的に実施するための「調査研究・情報提供事業」の3つを事業の柱としている。業務の効率化を図るため、業績評価に基づいて現行事業の見直しを行うことになっており⁽¹⁴⁾、組織的にも、市場動向を的確に反映した体制作りを急いでいる。その手初めとして、平成15年7月で閉鎖した米国のシカゴ事務所に代わり、中国の上海に観光宣伝事務所を新設することが検討されている⁽¹⁵⁾。

III 観光立国推進上の課題

日本のインバウンド観光を活性化するためのポイントについては、多くの識者が、それぞれの立場から様々な意見を述べている。その内容は多岐にわたっているが、指摘を受けることが多い項目を整理すると、①観光地としての魅力の向上、②入国審査の改善とビザの拡大、③外国人旅行者が歩きやすい環境の整備、④海外広報活動の強化等の4つに大別することができる。

1 観光地としての魅力の向上

指摘されることが最も多いのは、観光地とし

(10) 首相官邸ホームページ「観光立国懇談会報告書」<<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kanko/kettei/030424/houkoku.pdf>>

(11) 首相官邸ホームページ「観光立国関係閣僚会議（第1回）議事次第」<<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kanko2/dai1/1gijisidai.html>>

(12) 首相官邸ホームページ「観光立国関係閣僚会議（第2回）議事次第」<<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kanko2/dai2/2gijisidai.html>>

(13) 国土交通省ホームページ「外客受入環境整備のための具体的施策検討懇談会の設置について」<http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha04/01/010707_2_.html>

(14) 「国際観光振興機構が発足 目標達成のための組織に編成 中期計画で5つの基本スタンス」『交通新聞』2003.10.21.

(15) 「観光客誘致、中国に狙い 国交省 上海に事務所新設へ」『読売新聞』2003.7.31, 夕刊.

での魅力を高めるソフト・パワーの強化である。力点の置き方や具体策については、論者の間で若干の意見の違いが見られるが、画一化の方向に進み過ぎた観光資源の洗練化、差別化を図ることが重要だという点では、ほぼ見解が一致している。伝統文化をアピールすべきだとの意見が根強く残る一方で、訪日外国人観光客の65%を占めるアジア諸国の観光客の関心は、歴史・文化遺産より都市と近代文化に向いているのだから、今後は都市観光や産業観光に力を入れるべきだという意見もある。しかし、国際交流員⁽¹⁶⁾を務めている外国人を対象に行われたアンケート調査の「友人に日本訪問を勧める場合、何を見るようにアドバイスするか」という質問に対する回答は、「祭りなどの季節行事」と「食べ物」が1位と2位を占めており⁽¹⁷⁾、伝統的な観光資産の人気の低いわけでもない。

伝統的な観光資産の再評価の中、歴史的景観の保全を図るには、無秩序な開発の規制が必要との声の高まりを受け、政府は、平成16年6月に、景観緑三法（「景観法」、「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」、「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」）を成立させた。詰まるところ、現代文化の魅力を伝統文化とは別のカテゴリーとして自覚し、国際的な発信を行う際にも、現代と伝統の両建てを図ることが求められているのではないと思われる。

観光の魅力は、普段と異なる生活文化の体験にある。従って、特別な景勝地でなくても、観光資源に特別な魅力があり、適切な情報発信をすれば、旅行者を集められるという考え方が広

がっている⁽¹⁸⁾。この考え方は、日本人の国内旅行者の誘致にも当てはまる。団体観光客向けの画一化された受入れ態勢を改善し、家族旅行、個人旅行等の多様なニーズに対応できるようにならなければ、観光産業の未来はないという見方は、現状に危機感を抱く多くの識者により明らかにされている⁽¹⁹⁾。日本人の休暇の取り方を変え、国内観光の週末集中を緩和することで、ニーズの多様化を更に顕在化させ、各地域固有の魅力を高める方向に誘導することを求める意見も見られる⁽²⁰⁾。そのような形で日本人向け国内旅行の質的改善が図られ、宿泊費の引き下げが実現すれば、外国人旅行者にとっての魅力も自然と高まることになる。

観光の概念にも、新たな考え方が現れている。サステイナブル・ツーリズムは、経済成長か環境保護かという二元論を越えた次元で開発を論じる「サステイナブル・ディベロプメント」の考え方を観光に応用したもので、WTOでは「サステイナブル・ツーリズムの開発は、将来のための機会を守り、さらには増やしながら、現在の旅行者とホスト地域のニーズに応えるものである。それは、文化的健全性、重大な生態学的変遷、生物学的多様性、生命維持システムを維持しながら、経済的、社会的、審美的なニーズを満たすような形で、すべての資源を管理することにつながると見られている。」⁽²¹⁾と定義している。インバウンドに限らず、今後の観光政策を考える上で、持続可能という視点は常に欠かせないものとなるであろう。

実際の旅行形態としては、エコ・ツーリズム

(16) 地域レベルの国際交流推進を図るため、世界各国から招致した外国人の青年。国際交流事業の企画・立案、地方自治体や民間団体が主催する国際交流行事への参加等の活動を行っている。

(17) 「日本のウリは祭りとグルメ 外国人客誘致へ調査」『交通新聞』2003.12.26.

(18) 例としては、溝尾良隆「観光のためのまちづくりに不可欠な長期的視点および規制と誘導」『法律文化』（243）、2004.7、pp.20-23. が挙げられる。

(19) 例としては、「ゼミナール ニッポンの観光戦略② 環境変化 国内は安近短など逆風」『日本経済新聞』2004.7.8. が挙げられる。

(20) 例としては、丁野朗「有給生かし「観光立国」」『東京新聞』2004.8.8. が挙げられる。

(珍しい自然を楽しむことを目的とした観光)、グリーン・ツーリズム(農村や漁村で自然を楽しみながら、産業体験や地元住民とのコミュニケーション活動を行う観光)、エコ・ミュージアム(自然遺産、産業遺産、文化遺産を現地で保存、育成、展示することを通して、地域社会を発展させること)、ヘリテージ・ツーリズム(先人が築いた産業遺産を保存・活用し、地域を活性化すること)等が注目を浴びている。これらはすべて自然に優しいイメージを持っているが、規模の拡大が環境破壊につながるケースもあるので、本物かどうかをきちんと区別する必要がある。さらに、最近では、ヘルス・ツーリズム(治療、療養、健康診断等を主たる目的とした観光で、古来の湯治もその一種)という旅行形態も注目を浴びており⁽²²⁾、旅行者の興味を引き寄せるポイントは多岐にわたっている。

2 入国審査の改善とビザの拡大

入国に関する手続きの問題も必ずと言ってよいほど指摘されるポイントである。まず最初に挙げられるのは入国審査に要する時間で、審査に30分かかるとは普通で、時には1時間以上かかることがあるとの批判が多い。審査時間の短縮化を図る方策としては、出入国管理職員の増員の他に、職員配置の適正化(外国人の優先化、出国管理の簡素化)や手続きの簡略化(クラス別の窓口設定、コンピュータ・システム化の促進)が提案されている⁽²³⁾。将来的には、事前旅客情報システム(搭乗者の身分事項に関する電子情報

を航空機等の目的国到着前に同国の税関、入管に送付し、問題のある人物をチェックするシステム)の導入も考えられる。

最近では、アジア地域から日本を訪れる旅行者の短期滞在査証(ビザ)の問題がクローズアップされることも多い。現在、日本人がアジア諸国に出掛ける場合、韓国とタイでは30日以内、香港では3ヶ月以内の滞在であれば、ビザは必要とされない。中国も、2003年(平成15年)9月1日から、短期渡航(観光、商用での15日以内の短期旅行)に限り、ビザを不要とする措置を取った。これに対し、日本は、欧米先進国を中心とした63の国に対してはビザを免除しているが、中国、韓国など大部分のアジア諸国の旅行者に対してはビザを求めている。

アジア諸国に対する観光ビザの免除または取得の容易化を図れば、旅行者が増えることは確実なのに、その扱いが厳しくなっているのは、入国後に失踪する不法残留者の問題があるためである。旅行者誘致のために入国規制の緩和を求める声に対し、法務省や警察庁は、治安面から難色を示していると言われている。実際、観光客などを装って(「短期滞在」の在留資格で)入国した不法残留者は、平成16年1月1日現在の不法残留者数219,418人中の68.5%(150,326人)を占めている⁽²⁴⁾。また、来日外国人検挙人員に占める不法滞在者⁽²⁵⁾の割合は、平成8年以降、毎年50%を超えており⁽²⁶⁾、慎重な対応が必要だとの意見も無視し得ない。その一方で、不法就労を含む外国人労働者により、観光地に

(21) WTO ホームページ「Sustainable Development of Tourism - Concepts & Definitions」<<http://www.world-tourism.org/sustainable/concepts.htm>>。島川崇氏は、著書『観光につける薬—サステイナブル・ツーリズム理論—』同友館、2002 年の中で、「サステイナブル・ツーリズムとは、観光客、観光関連企業、地域住民の『三方一両得』をはかりながら、観光地の環境を破壊することなく長期的な展望をもって、観光地の経済活動を持続させていくことができる観光形態」(p.41)と定義している。

(22) 姜淑瑛「ヘルスツーリズムの現状と課題」前田勇・編『21世紀の観光学』学文社、2003.4、pp.41-58。

(23) 「[経済観測]観光立国の第一歩」『毎日新聞』2003.11.28、伊藤元重「[正論]どうにかならぬか長蛇の入国審査 観光立国が聞いて呆れる非効率」『産経新聞』2004.1.6。

(24) 法務省入国管理局「本邦における不法在留者数について(平成16年1月1日現在)」2004.3.<<http://www.moj.go.jp/PRESS/040326-2/040326-2.html>>

おける料飲食サービス等の労働が支えられるという構造も出来上がっており⁽²⁷⁾、外国人の入国を取り巻く状況は複雑な様相を呈している。

また、一般国民の意識が外国人旅行者の増加を単純に歓迎する方向に向かっていないことも明らかになった。内閣府が平成15年8月に行った「自由時間と観光に関する世論調査」⁽²⁸⁾では、訪日外国人旅行者数が少ない現状について「知らなかった」と回答した者の割合が88.4%に達し、実状を聞いた後の感想も、「特に思ったことはない」という回答が36.6%で最も多かった。海外からの観光客が増えることについては、「増えて欲しくない」と回答した者の割合が32.4%もあった。その理由としては、「外国人観光客を装った犯罪者が入国し、犯罪の増加につながることに心配だから」という回答が90.2%と圧倒的多数を占めており、この回答結果は、入国時のビザ取得免除・手続簡素化を進めることに慎重な回答結果とも一致している。

しかし、ビザ拡大に向けた流れは、着実に前進している。香港からの旅行者については、平成16年4月からビザが免除されている。韓国についても、修学旅行生に対するビザが、平成16年3月から免除されており、一般旅行者に対しても、愛知万博の開催に合わせて、平成17年3月から半年間ビザを免除し、恒久免除につなげるという方向で検討が行われている⁽²⁹⁾。

中国については、修学旅行生のビザ手数料を

平成16年4月から免除しており、ビザについても、同年夏から免除する予定であると伝えられている⁽³⁰⁾。しかし、一般旅行（団体旅行のみ）については、ビザを発給している地域が北京市、上海市、広東省の1省2市に限られ、海外旅行熱が高まっている中国側は、対象地域の拡大を求めている。日本ツーリズム産業団体連合会も、平成15年4月に対象地域拡大を求める要望書を内閣官房長官に提出している⁽³¹⁾。それらの要望を受け、政府は、平成16年9月15日から、江蘇省、浙江省、山東省、遼寧省、天津市の4省1市をビザ発給地域に加えることを決めた。この措置により、中国側のビザ対象人口は、1億人から3億6千万人に増加する⁽³²⁾。来日後の失踪防止策としては、日本の指定旅行会社に適用していた減点方式の罰則制度を中国側の指定旅行会社にも適用すること、大量失踪者が出た場合は団体観光ビザの運用を止め、中国側と対応を協議することが考えられている⁽³³⁾。

3 外国人旅行者が歩きやすい環境の整備

外国人旅行者が歩きやすい環境の最大の阻害要因となっているのは言葉の壁である。費用負担の問題を別にすれば、その解消に最も効果的なのは通訳である。現在、通訳ガイドについては、「通訳案内業法」（昭和24年6月15日 法律第210号）に基づく「通訳案内業」という国家資格が認められている。通訳案内業を営むために

(25) 不法残留者や不法入国者のように、正規の資格を持たずに日本に滞在している外国人。

(26) 警察庁『平成15年 警察白書』p.11.

(27) 山上徹、堀野正人『現代観光へのアプローチ』白桃書房、2003、pp.114-116.

(28) 内閣府大臣官房政府広報室『自由時間と観光に関する世論調査 [世論調査報告書 平成15年8月調査]』<<http://www8.cao.go.jp/survey/h15/h15-jiyujikan/index.html>>

(29) 「日韓観光交流を強化 国交正常化、来年40周年 短期ビザ免除など検討」『日本経済新聞』2004.7.15; 「首相の対韓国 ビザ恒久免除発言不法滞在や犯罪増加懸念 法務省 難色&慎重 積極派 官邸と綱引き」『産経新聞』2004.7.27.

(30) 「中国の修学旅行生「いらっしゃーい」今夏からビザ免除 政府決定」『朝日新聞』2004.5.29.

(31) 「中国人観光客のビザ拡大を要望 ツーリズム産業連」『交通新聞』2003.7.17.

(32) 「中国人団体観光客 ビザ発給拡大 9月15日から」『日本経済新聞』2004.7.23, 夕刊.

(33) 「中国人団体旅行 誘致に力 自治体や旅行会社」『朝日新聞』2004.7.25.

は、国土交通大臣が行う（実際は国際観光振興機構が代行する）試験に合格し、都道府県知事の免許を受けなければならない。通訳案内業は、外国人旅行者に付き添い、幅広い知識と教養をベースに、外国語を用いて案内を行う仕事であり⁽³⁴⁾、外国人旅行者を誘致するのであれば、十分な人数を確保しておかなければならない。しかし、平成15年度の試験合格者は331人（合格率は5.3%）にとどまっており⁽³⁵⁾、まだ十分とは言えないというのが実状である。

特に、近年、需要が増えている中国語の通訳案内業免許取得者は、平成15年4月1日時点で795人しかおらず、しかも大都市に集中しているということで、地方における供給不足が懸念されている。そのような需給ギャップに対応するため、「外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律」（平成9年6月18日 法律第91号）が定められ、通訳案内業者が不足している特定の地域については、「通訳案内業法」の特例として地域を限定した通訳案内業免許を付与できるようになったが、適用例は限られるようである⁽³⁶⁾。

昭和39年の東京オリンピックを機に発足した「善意通訳（グッドウィル・ガイド）制度」も、通訳ガイドの不足を補う役割を果たしている。善意通訳として活動するために特別な資格を取得する必要はないが、外国人旅行者に付き添って案内を行った場合でも、通訳案内業とは異なり、報酬を求めることはできない⁽³⁷⁾。平成15

年3月現在、国際観光振興機構が善意通訳のバッジとカードを交付した善意通訳者の数は、全国で約49,000人に上っている。

また、外国人旅行者向けに限定されているわけではないが、観光ガイドについては、独自の制度を設けている地域が見られる。東京都では、東京観光財団が、平成15年11月から、東京の成り立ちや文化等に関する総合的な知識を身に付け、東京を紹介できる人材を育成する目的で、「東京シティガイド」検定を行っている⁽³⁸⁾。東京観光財団は、その合格者を組織化し、実務について教育した上で、新たな観光ルート開拓や海外からの観光客の案内役として活用することを予定している⁽³⁹⁾。また、東京都は、サッカーのワールドカップの際に応募した通訳ボランティア約1,700人のうち、英仏中韓など7言語の100人を観光ボランティアとして登録し、平成16年秋からボランティア・ガイドとして活動させることも考えている⁽⁴⁰⁾。

言葉の壁を解消するための方策としては、他に多言語翻訳システムの導入など、最新技術を駆使した対応策も検討されている。国土交通省は、平成16年1月上旬～3月に、外国人旅行者に自動翻訳機能を備えた携帯情報端末（PDA）を試用してもらった「e-ナビ実証実験」を実施した⁽⁴¹⁾。また、日本語が読めない外国人にも理解できる案内標識の充実についても、今後5年間で道路の路線番号の標識整備を終わらせる方針を固めたと伝えられている⁽⁴²⁾。地下鉄の

(34) 有泉晶子「通訳案内業の役割に関する一考察」『立教観光学研究紀要』2号, 2000.3, pp.65-66.

(35) 国際観光振興機構ホームページ「通訳案内業（ガイド）試験」<http://www.jnto.go.jp/info/htmls/05_03_tsuyakusiken-04-03-30.html>

(36) 国土交通省『観光白書』の平成10年版～16年版に記載があるのは、平成10年4月に最初の免許が交付された「中国語及び朝鮮語を用いて行う通訳案内業についての九州地域」だけである。

(37) 国際観光振興機構国内サービス部受入対策支援グループ「外国人旅行者と日本との文化の架け橋 善意通訳制度について」『月刊観光』(445), 2003.11, pp.39-40.

(38) 「インタビュー 川村耕太郎さん 東京シティガイド検定が実施されます」『月刊観光』445号, 2003.11, pp.46-47.

(39) 「東京観光財団 「街のガイド」組織化 「検定」合格者を継続教育」『日本経済新聞』2004.2.18.

(40) 「TOKYO もっと来て！外国人観光客 ボランティアで魅力発信 ガイド検定・通訳登録を実施」『東京新聞』2004.5.12, 夕刊.

路線や行き先駅をわかりやすくするため、東京都では、国土交通省、東京都交通局、東京メトロが協力し、平成16年4月1日から、路線名と駅名をアルファベットや数字で表し、路線名や駅名と併記している⁽⁴³⁾。

外国人旅行者が街を歩く時の障害は、言葉の問題だけではない。街角の銀行 ATM の海外発行クレジットカードへの対応の遅れにより、外国人旅行者が入国後に「円」を入手するのが難しいという状況も問題視されている。ATM の海外カード開放について、韓国は、2002年のサッカー・ワールドカップ開催を期に対応を済ませている。対応が遅れた日本では、日本ツーリズム産業団体連合会やクレジット会社が、大手都市銀行に対して早急な改善を求めているが、改修費用やセキュリティの問題があり、対応はそれほど進んでいない⁽⁴⁴⁾。既に全国約2万台

の ATM の海外カード対応を済ませている郵便貯金の場合は、ATM の改修に1台当たり約13,000円の費用がかかった。

4 海外広報活動の強化等

外国人旅行者の誘致については、基本となる海外広報活動が不足していると考え論者も多い。その中心となる国際観光振興機構（2003年9月30日以前は国際観光振興会）の2003年度予算は32.1億円で、韓国観光公社の半分以下にとどまっている（表参照）。宣伝資金を投入すべきターゲットを見極めたり、効果的な情報発信の仕方を選ぶことも大事だが、観光地としての国際的知名度が低いという事実について、疑問を差し挟む余地がほとんど無い以上、広報資金の絶対額をさらに増やすという対応も選択肢の中に含めて検討する必要があるのではないかと思

表 主要国の公的観光宣伝機関の予算

国名	公的観光宣伝機関名	予算総額
カナダ	カナダ観光局	136.3億円（2002年度）
香港	香港政府観光局	91.0億円（2002年度）
オーストラリア	オーストラリア政府観光局	83.3億円（2002年度）
フランス	フランス政府観光局	81.3億円（2002年度）
英国	ビジット・ブリテン	77.4億円（2001年度）
韓国	韓国観光公社	70.3億円（2002年度）
スペイン	スペイン観光協会	43.6億円（2002年度）
イタリア	イタリア政府観光局	37.8億円（2002年度）
ドイツ	ドイツ観光局	36.0億円（2002年）
オランダ	オランダ政府観光局	35.6億円（2000年度）

（出典）国際観光振興機構『JNTOの組織と事業活動』<<http://www.jnto.go.jp/info/pdfs/sosikitokatsudou.pdf>> p.56 の「主要国・地域の公的観光宣伝機関の概要」より作成。

(41) 国土交通省ホームページ「e-ナビ実証実験の実施について（自動通訳機能をもつ携帯情報端末を用いた訪日外国人旅客の移動支援に関する実証実験）」<http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha03/01/011024_2_.html>

(42) 「路線表示状況に大差 分かりやすさは栃木、岐阜、反対は奈良、和歌山 国交省、観光立国へ整備促進」『交通新聞』2003.8.15

(43) 東京都交通局、帝都高速度交通営団「～わかりやすい東京の地下鉄をめざして～路線名、駅名に記号・番号を併記した「駅ナンバリング」を始めます。」<<http://www.kotsu.metro.tokyo.jp/news/20040227a.html>>

(44) 「外国人観光客、「日本円」入手に四苦八苦 街角 ATM 使えず 海外発行カード対応整備に遅れ」『日本経済新聞』2004.1.30; 「「観光立国」は国際カードへの金融機関 ATM の開放の引き金となるか」『月刊消費者信用』22巻6号, 2004.6, pp.38-41.

われる。広報活動は、世界に189ヵ所ある在外公館でも行われているが、重要度の高い34都市には、さらに「広報文化センター」が置かれている。在外公館における広報活動については、観光アタッシュを配置して一層の強化を図るべきだという意見も見られる。

観光地としての日本に注目してもらうための広報活動とは表裏の関係にあるが、旅行を終えた後をどうフォローするかという点も重要である。しかし、現在の日本には、訪日外国人旅行者がどのような感想を持ったかという情報を把握し、将来のためにフィードバックしていく仕組みが無い。平成9年までは、国際観光振興会による「訪日前後の対日イメージ比較」というアンケート調査が行われていたが、予算制約等の問題があり、以後、同種の調査は行われていない。フィードバック情報は、マーケティングに不可欠な基礎的データであるため、その収集・分析のための予算確保の必要性が訴えられている⁽⁴⁵⁾。

観光産業の順調な発展に、人材育成が不可欠であることに異論はないだろう。しかし、現在の日本で、観光分野の学部・学科・コースを設置している大学・短期大学は限られている。観光学部を置いている大学は3校しかない⁽⁴⁶⁾。この点、欧米ではかなり状況が異なっている。米国では、146の大学が観光関連プログラムを持ち、業界との強いネットワークにより、実践的な教育が行われている⁽⁴⁷⁾。ヨーロッパでも、

ホテルスクール等の専門学校を中心に教育システムを構築したスイス等、様々な形で観光部門における人材育成が図られている⁽⁴⁸⁾。ただ、日本でも、観光立国構想の一環として、国立大学への観光学部・学科の設置を促進する方針を政府が固めたと報じられており⁽⁴⁹⁾、僅かながら状況は変わってきている。

IV 各国の外国人旅行者誘致体制

インバウンド観光の推進体制については、限られた情報しか得られない国が多い。また、行政機構が頻繁に変わり、最新状況の把握が難しい国もある。従って、きれいに対比させた形でまとめることはできないが、2002年の外国人旅行者受入数が上位40位以内に入った国のうち、上位10カ国と、11位以下については主要な国について、観光推進体制の概略を以下に紹介する⁽⁵⁰⁾（括弧内は、外国人旅行者受入数と国際順位）。ほとんどの国で政府観光局を中心とした推進体制を採っているようであるが、中央政府の権限や観光資源の違いにより、政策の立案から実施に至る流れには、様々なバリエーションが見られる。観光立国担当大臣を置くようになった日本で、今後、政策立案システムを見直すとするれば、どのようなシステムを作り上げるべきか、今から議論を深めておく必要があるように思われる。

[フランス] (77,012千人、1位)

(45) 「ゼミナール ニッポンの観光戦略⑥ 政策課題 乏しいリピーター増加策」『日本経済新聞』2004.7.15.

(46) 小林英俊「参考資料：「観光省を設置している国」及び「観光学部・学科を設置している主要大学」日本経済調査協議会『国家的課題としての観光』2002.6. pp.177-178.

(47) 朝倉はるみ、梅川智也「欧米における観光研究・教育機関に関する研究—アメリカ編—」日本交通公社『自主研究レポート2003 観光文化振興基金による自主研究の概要』2003.1, pp.83-86.

(48) 朝倉はるみ、梅川智也「欧米における観光研究・教育機関に関する研究—ヨーロッパ編—」日本交通公社『自主研究レポート2004 観光文化振興基金による自主研究の概要』2004.1, pp.89-91.

(49) 「国立大に観光学科！ 琉球大 来年度にも設置 人材育成へ政府後押し」『読売新聞』2004.1.26.

(50) 「主要国・地域の公的観光宣伝機関の概要」国際観光振興会『国際観光白書 2003年版 世界と日本の国際観光交流の動向』2003.9, 運輸政策研究機構『主要国運輸事情調査報告書』<<http://www.jterc.or.jp/koku/shyoko/ku/unityu.htm>>, 各国の観光機関の公式サイト等を参照。

観光行政は、設備・運輸・住宅・観光・海洋省の下にある観光担当省 (Ministère délégué au Tourisme) が所管している。観光担当大臣 (Ministre délégué au Tourisme) が置かれ、政策立案に当たっては、国家観光理事会 (Conseil National du Tourisme) がバックアップするという体制が取られている。宣伝活動は、観光担当省の監督下にある特殊法人のフランス政府観光局 (Maison de la France) が行っている。フランス政府観光局は、267名の職員を擁し、34ヵ所の海外事務所を持っている。予算は、主として、観光担当省の補助金と会員 (観光関係企業、地方公共団体等) の賛助金により賄われている。フランス政府観光局は、外国人旅行者を誘致を目的として設けられた組織であるが、1992年以降は、フランス国民に対する国内観光の振興を図るという役割も与えられている。

[スペイン] (51,748千人、2位)

観光行政は、産業・観光・商務省の観光・通商庁 (Secretaría de Estado de Turismo y Comercio) が所管している。宣伝活動は、独立機関であるスペイン観光協会 (Instituto de Turismo de España, TURESPAÑA) が行っている。スペイン観光協会は、約500名の職員を抱え、29ヵ所の海外事務所を置いている。海外事務所等を通して得られた各国の観光需要に関する情報は、観光分野における権限を委譲されている地方自治体に送られ、各地方自治体は、自己の判断で独自の誘致活動を行っている⁽⁵¹⁾。地方自治体の観光振興予算の規模も大きく、アンダルシア州のように、国を超える予算 (2003-2006年で約745億円) を計上している地方自治体もある⁽⁵²⁾。

[アメリカ] (41,892千人、3位)

連邦レベルの観光行政は、商務省の旅行観光業局 (Office of Travel & Tourism Industries)

が所管している。旅行観光業局は、インバウンドとアウトバウンドに関する市場調査を行い、統計資料や概観見通しのレポートを作成する。他に、技術支援、観光プログラム・商品の開発、連邦政府内での旅行観光産業に関わる政策の調整等も行っているが、ほとんどの政策は、州政府主導で展開されており、宣伝活動についても、各州の観光局が主たる役割を果たしている。

[イタリア] (39,799千人、4位)

観光行政は、首相府産業庁が所管しているが、権限と責任の多くは地方自治体に付与されている。宣伝活動は、首相府産業庁の監督下にある特殊法人のイタリア政府観光局 (Ente Nazionale Italiano per Il Turismo) が行っている。129名の職員を擁するイタリア政府観光局は、25ヵ所の海外事務所を持ち、国際的な観光需要のトレンドに関する調査、公的部門と民間部門の調整を図る営業戦略の策定、各市場・地域に適合した営業ツールを組み合わせた計画目標の展開等の活動を行っている。

[中国] (36,803千人、5位)

観光行政は、國務院が所管している。宣伝活動は、その下部組織である中国国家旅遊局 (「中国国家観光局」と訳されることもある) が行っており、15ヵ所の海外事務所を設け、外国人旅行者の誘致を図っている。中国国家旅遊局は、外国人旅行者向けのホテル、旅行業者に対する指導・監督等の業務も行っており、外国人向けホテルは、1995年の3,720軒が2000年には10,481軒に、旅行社は、1995年の3,826社が2000年には8,993社に急増した。2000年に中国を訪れた外国人旅行者は、8,344万人に達し (1995年は4,639万人)、162億ドルの外貨を獲得している。その勢いは、今なお衰えを見せていないが、更に発展させるためには、業務管理、職員教育、環境

51) 小川祐子「スペインにおける観光と行政」『立教観光学研究紀要』2号, 2000, pp.104-105.

52) 額賀信『観光革命-スペインに学ぶ地域活性化』日本工業新聞社, 2004, p.183.

衛生面での改善が必要との指摘がされている⁽⁵³⁾。

[イギリス] (24,180千人、6位)

観光行政は、文化・メディア・スポーツ省が所管している。宣伝活動は、その監督下にある特殊法人のビジット・ブリテン (Visit Britain) (2003年4月に「British Tourism Authority」と「English Tourism Council」が統合) が行っている。ビジット・ブリテンの職員数は450名で、海外事務所は29カ所設けられている。また、スコットランドには、ビジット・スコットランド (Visit Scotland)、ウェールズには、ウェールズ観光局 (Wales Tourist Board)、北アイルランドには、北アイルランド観光局 (Northern Ireland Tourist Board) が置かれ、それぞれの地域への旅行者の誘致活動を行っている。

[カナダ] (20,057千人、7位)

観光政策は、カナダ産業省の監督下にある特殊法人のカナダ観光局 (Canadian Tourism Commission) を中心に進められている。カナダ観光局の職員数は151名で、うち80名が25カ所の海外事務所で働いている。カナダ観光局の意思決定機関である理事会 (26名) は、民間の代表 (17名) と州政府・準州政府の代表 (9名) で構成されているが、公平を図るため、メンバーは定期的に入れ替えられる。現在は、5つの作業委員会を設け、それぞれの市場について戦略的計画を推し進めている。

[メキシコ] (19,667千人、8位)

観光行政は、観光省が所管している。大統領により任命される観光大臣の下に、観光プロモーションを行う観光振興担当次官と、観光政策立案、旅行者保護等を担当する観光開発担当次官が置かれている。観光関連の政府機関としては、観光国家プロジェクトを推進し、カンクーン等の観光開発を実施してきた観光開発基金 (El

Fondo Nacional de Fomento al Turismo; FON-ATUR) (連邦政府の独立機関) と、国内外に向け観光振興に関する情報発信を行っているメキシコ観光プロモーション会議 (Consejo de Promoción Turística de México) (観光大臣が会長を務める半官半民の組織) がある。

[オーストリア] (18,611千人、9位)

観光行政は、経済・労働省が所管している。宣伝活動は、その監督下にあるオーストリア政府観光局 (Österreich Werbung) が行っている。オーストリア政府観光局の職員数は220名で、うち140名は28カ所の海外事務所で働いている。

[ドイツ] (17,969千人、10位)

観光行政は、経済・労働省が所管している。宣伝活動は、その監督下にある公益法人 (1949年設立) のドイツ観光局 (Deutsche Zentrale für Tourismus) が行っている。ドイツ観光局の職員数は153名で、1999年以降は、ドイツ国民に対する州を超えた広域的国内観光宣伝を担う役割も与えられている。海外事務所は28カ所設けられている。予算の大半は、連邦政府の助成により賄われている。

[ギリシャ] (14,180千人、13位)

観光行政は、観光省が所管しており、ギリシャ政府観光局 (Greek National Tourism Organization) が、政府に対する政策提言、採用された政策の実行、インフラ整備計画の立案、海外における観光プロモーション活動等、重要な役割を担っている。観光政策は、観光産業の振興に関わる都市政策、農漁村振興政策、交通政策、文化政策等の政策を総括するものとして位置付けられ、豊かな観光資源と蓄積されたデータを最大限に活かした構想が推進されている。主要国のギリシャ大使館には観光局が併設されており、ギリシャ観光のPR活動や観光客の誘致活

⁽⁵³⁾ 陳勤之「中国の観光産業」『ダイワ・アジア&ワールド』90号, 2002.12, p.24.

動を行っている。観光地域の整備を支援するため、地方自治体に対する補助金制度等が設けられ、中央と地方の有機的連携も図られている⁽⁵⁴⁾。

[マレーシア] (13,292千人、15位)

観光行政は、文化・芸術・観光省が所管している。宣伝活動は、その監督下にある特殊法人のマレーシア政府観光局 (Malaysia Tourism Promotion Board) が行っている。マレーシア政府観光局の職員数は448名で、うち36名が海外事務所 (30ヵ所) で働いている。1998年のセパン国際空港の開港やホテル客室数の増加等、インフラの整備は進んでいるが、まだそれをフル活用するには至っていないようである⁽⁵⁵⁾。

[タイ] (10,873千人、18位)

観光行政は、首相府が所管しており、首相府大臣が担当大臣となっている。宣伝活動は、その監督下にある1979年設立の特殊法人のタイ国政府観光庁 (Tourism Authority of Thailand) が行っている。タイ国政府観光庁の職員数は876名で、海外に15ヵ所の事務所を構えている。タイ国政府観光庁の運営は、全額が国庫補助により賄われている。1998年から展開された「アメイジング・タイランド」キャンペーンにより、観光地のインフラ開発・整備、接客サービスの質的向上等が図られ、着実に外国人旅行者を増やしている⁽⁵⁶⁾。

[スウェーデン] (7,487千人、23位)

観光行政は、産業・雇用・コミュニケーション省が所管しており、スウェーデン政府観光庁 (Swedish Tourist Authority) が関係機関の調

整や統計整備を行っている。宣伝活動は、スウェーデン旅行・観光局 (Swedish Travel & Tourism Council) が行っており、アジア向けには、デンマーク、ノルウェーと共同で設けたスカンジナビア政府観光局 (Scandinavian Tourist Board) を使って広報活動を展開している。

[シンガポール] (6,996千人、24位)

観光行政は、商工省が所管している。宣伝活動は、その監督下にある特殊法人のシンガポール政府観光局 (Singapore Tourism Board) が担当し、新パッケージツアーの開発や世界的な芸術イベントの開催等を対象とした資金援助、海外の友人・親戚の呼び寄せを促進する「フレンズ・オブ・シンガポール」プログラム等の取り組みを行っている⁽⁵⁷⁾。シンガポール政府観光局の職員数は391名で、海外事務所は14ヵ所設けられている。

[韓国] (5,347千人、32位)

観光行政は、文化観光部が所管しているが、観光振興拡大会議には、様々な機関が加わり、政策の提起、相互調整を行っている⁽⁵⁸⁾。宣伝活動は、文化観光部の監督下にある特殊法人の韓国観光公社 (Korean National Tourism Organization、1962年設立) が行っている。韓国観光公社の職員数は715名で、宣伝活動だけでなく、免税店経営、観光リゾート団地の開発・分譲等の業務も行っている。海外事務所は、20ヵ所設けられている。1999年に打ち出した「観光ビジョン21」により、デスティネーション・イメージをプラスに転じることに成功した韓国は、日本からの観光客を大幅に増加させている⁽⁵⁹⁾。

54) 鈴木茂「ギリシャの観光産業と観光政策」『松山大学論集』14巻2号, 2002.6, pp.29-30.

55) 松宮美奈「マレーシアの観光産業」『ダイワ・アジア&ワールド』88号, 2002.8, p.30.

56) 大塚恵一郎「タイの観光産業」『ダイワ・アジア&ワールド』88号, 2002.8, p.24; レ・アン・トゥアン「タイ国におけるインバウンド観光と国際観光宣伝に関する一考察」『立教観光学研究紀要』6号, 2004, pp.62-63.

57) 都竹淳也「シンガポールの観光政策」『都市計画』229号, 2001, p.36.

58) 姜基洪「韓国の観光政策について」『韓国文化』275号, 2002.10, pp.12-13.

[日本] (5,239千人、33位)

観光行政は、国土交通省が所管している。宣伝活動は、その監督下にある独立行政法人の国際観光振興機構（JNTO）が行っている。国際観光振興機構の職員数は107名で、海外事務所は11ヵ所（+2分室）設けられている。

[オーストラリア] (4,841千人、37位)

観光行政は、連邦産業・観光・資源省が所管しており、閣外大臣として、中小企業・観光大臣が置かれている。それまで宣伝活動を行っていた特殊法人のオーストラリア政府観光局（Australian Tourist Commission）は、2004年7月、観光調査局、観光予測協議会と共に、ツアーリズム・オーストラリア（Tourism Australia）に統合された。各州にも、観光担当省と政府観光局が置かれている。

V 最後に

観光デスティネーション（目的地）としての魅力は、一朝一夕に生み出せるものではない。最も多くの外国人旅行者を集めているフランス

も、歴史遺産や伝統文化に依存することだけで観光世界一の座を獲得したわけではない。例えば、パリのような都市では、長年にわたり、様々なコンセプトの見本市が提案されており、その幾つかを定着させることで、リピーター旅行者を確保するというような工夫の積み重ねがその基本にある⁽⁶⁰⁾。年間1,195件（2001年）もの国際会議を開催することにより、多くの外国人旅行者を呼び寄せているアメリカには、コンベンション事業について、事業者と来訪者の仲介、事業者に対する研修、マーケティング活動等を行うコンベンション&ビジターズ・ビューローという組織がある。展示場を中心としたコンベンション・センターの増設等を行うための財源としては、ホテル宿泊占有税が活用されており、コンベンション事業の振興を図る体制がきちんと確立されている⁽⁶¹⁾。

観光立国に向けた日本の試みはまだ始まったばかりで、その施策が実を結ぶのは、しばらく先のことになるであろう。明確な成果が現れるまで、地道な施策を重ねていくということが何よりも大切なのではないかと思われる。

（やまざき おさむ 国土交通課）

59) 呉億鏞「韓国の観光マーケティング戦略—『観光ビジョン21』を中心に—」『立命館経営学』42巻4号, 2003. 11, pp.150-151.

60) 「西川恵のグローバル・アイ 「観光立国」日本への道 役所相互の仕切りを低く」『毎日新聞』2003.10.20.

61) 藤原榮喜「アメリカ観光産業におけるコンベンション事業」『北方圏』124号, 2003 Summer, pp.31-32.